

介護保険 福祉用具購入費支給

介護保険では、高齢者の自立を助け、転倒などの事故を防ぎ、家庭での介護の負担を軽減するために、福祉用具購入費を支給しています。サービスの正しい利用法を知って、上手にご活用ください。



長浜市

☆福祉用具購入費の支給額☆

○要介護状態区分にかかわらず、支給限度額は10万円で、期間は4月～翌年3月までの1年間（1年度）です。

○かかった費用の7割～9割（被保険者の負担割合で決まります。）が支給されます。（1割～3割が自己負担となります。）

購入費が10万円を超えた場合は、その部分は全額自己負担となります。

○被保険者がいったん費用の全額を支払い、市に申請後、支給されます。

※支給には、申請後3か月以上かかります。

○販売事業者の同意があれば、支払いを自己負担分のみとし、申請後の支給を販売事業者にすることが可能です。

☆支給対象となる福祉用具の種類☆

●腰掛便座●

○次のいずれかに該当するものに限りです

- ・和式便器の上に置いて、腰掛式に変換するもの
- ・洋式便器の上に置いて、高さを補うもの（底上げ部分についても対象）
- ・電動式又はスプリング式で、便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る）

●特殊尿器●

- ・尿が自動的に吸収されるもので、居室要介護者等又は、その介護を行う者が容易に使用できるもの（自動排せつ処理装置）

●排泄予測支援機器●

- ・膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するもので、排尿の機会を居室要介護者またはその介護を行う者に通知するもの

●入浴補助用具●

○入浴に際して座位の維持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限りです

- ・入浴用イス 座面の高さが概ね35cm以上のもの、又はリクライニング機能を有するもの
- ・浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの
- ・浴槽用イス 浴槽内に置いて利用することができるもの
- ・入浴台 浴槽の縁にかけ、浴槽への出入りを容易にすることができるもの
- ・浴室内すのこ 浴室内に置いて、浴室の床の段差の解消を図ることができるもの
- ・浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて、浴槽の底面の高さを補うもの
- ・入浴用介助ベルト 移動するときの支えとなるもの

●簡易浴槽●

- ・空気式又は折りたたみ式等で、容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

※上記の「空気式又は折りたたみ式で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しない時に立て掛けること等により、収納できるものを含むものであり、また居室において必要であれば入浴が可能なものに限られます

●移動用リフトのつり具●

- ・身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

☆貸与と購入の選択制の対象となる福祉用具の種類☆

●スロープ●

- ・主に敷居等の小さい段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないもの
- ・頻繁な持ち運びを要しないもので、設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除きます

●歩行器●

- ・歩行が困難なものの歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式または交互式のもの
- ・車輪・キャスターが付いている歩行車は除きます

●歩行補助つえ●

○次のいずれかに該当するものに限りです

- ・カナディアン・クラッチ
- ・ロフストランド・クラッチ
- ・プラットホームクラッチ
- ・多点杖



☆同一品目の再購入について☆

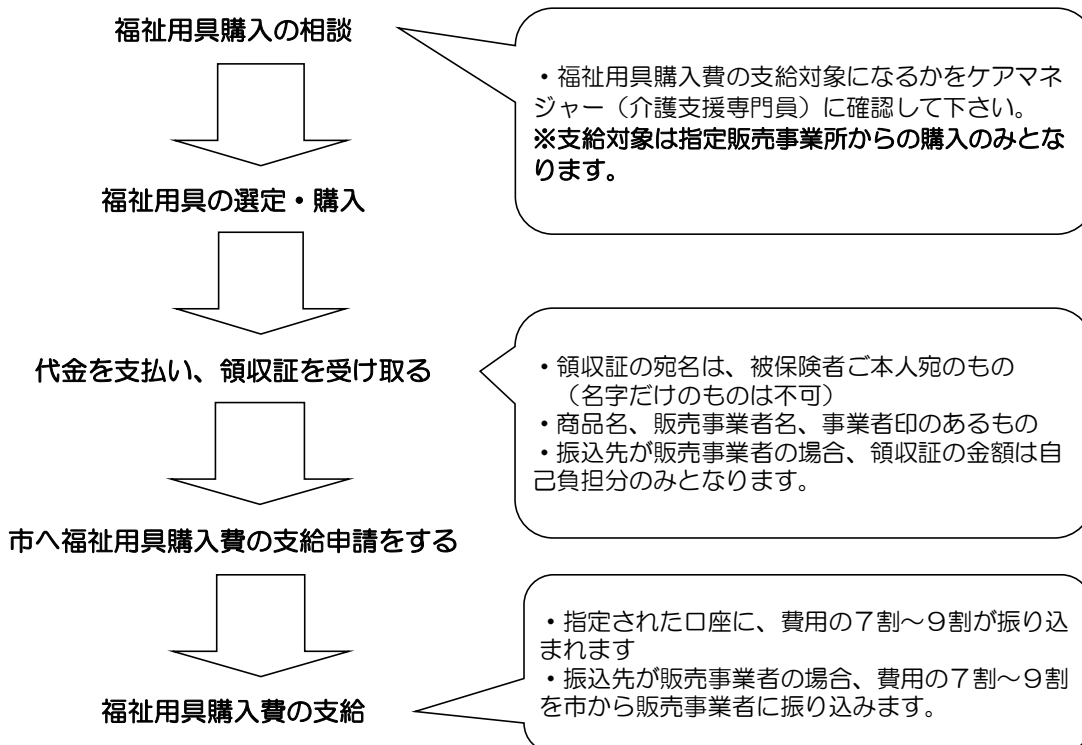
原則として、同一の品目を既に購入している場合は、支給の対象となりません。

ただし、次の場合で長浜市が必要と認める場合は支給の対象となります。

- ・既に購入した福祉用具が破損した場合
- ・介護の必要の程度が著しく高くなった場合
- ・その他特別な事情がある場合

福祉用具の再購入を希望される方は、福祉用具を購入する前に、事前に市にご相談ください。

☆福祉用具購入費支給のながれ☆



☆支給申請に必要な書類☆

福祉用具購入費の支給申請にあたっては、下記の書類が必要となります。

必要な書類

- 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- 領収証
- パンフレット
 - *商品、商品名、販売事業者名のわかるもの
- 委任状
 - *委任状は申請者や費用の振り込み口座の名義人が違う場合に必要です。
 - *委任者について、氏名を自署しない場合（代筆の場合）は、記名押印をお願いします。
- 医学的な所見が分かる書類(※)
- 排泄予測支援機器確認調書(※)
 - ※排泄予測支援機器を購入する場合のみ必要です。



☆お問い合わせ先☆

〒526-8501
長浜市八幡東町632番地
長浜市役所 介護保険課 介護第一係
TEL 0749-65-8252